

# 告 示

## 埼玉県人事委員会告示第六号

令和五年度埼玉県経験者職員採用試験を次のとおり実施する。

令和五年四月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

## 1 試験の名称

令和5年度埼玉県経験者職員採用試験

## 2 試験職種及び採用予定者数

一般行政	5人
一般行政（D X）	2人
心理	5人
設備	6人
総合土木	9人
建築	2人
農業	5人

## 3 受験資格

(1) 日本国籍を有する者

(2) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

(3) 次に掲げる者

昭和38年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法に基づく大学を卒業（埼玉県人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を5年以上（令和5年7月末日現在）有する者

イ 学校教育法に基づく短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（埼玉県人事委員会が同等の資格があると認める場合を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上（令和5年7月末日現在）有する者

ウ 民間企業等における職務経験を9年以上（令和5年7月末日現在）有する者

(4) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 4 試験の方法

試験は、大学卒業程度により次のとおり行う。

(1) 一般行政

ア 第1次試験 教養試験、論文試験

イ 第2次試験 人物試験

(2) 一般行政（D X）

ア 第1次試験 論文試験

イ 第2次試験 専門試験、人物試験

注 埼玉県人事委員会が指定する資格（試験）の合格証書等を有しており、かつ、第1次試験の当日に必要な書類を提出し、申請を行った者については、資格（試験）の種類に応じて第1次試験の点数に加点を行う。

(3) 心理、設備、総合土木、建築及び農業

ア 第1次試験 論文試験

イ 第2次試験 人物試験

注 埼玉県人事委員会が指定する資格（試験）の合格証書等を有しており、かつ、第1次試験の当日に必要な書類を提出し、申請を行った者については、資格（試験）の種類に応じて第1次試験の点数に加点を行う。

5 試験の実施日、会場及び合格発表

試験	実施日	会場	合格発表
第1次試験	9月24日（日）	埼玉県立川口工業高等学校（予定） （川口市）	10月17日（火）午前10時から 11月6日（月）まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。
第2次試験	10月28日（土）から11月5日（日）までのいずれか1日（土曜日、日曜日及び祝日に限る。）に、さいたま市内で行う。 詳しくは、10月17日（火）以降に埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載して指示する。		11月24日（金）午前10時から 12月1日（金）まで、埼玉県人事委員会事務局ホームページに掲載する。

注 第1次試験の会場は変更になる場合があるので、必ず最新の情報を埼玉県人事委員会事務局ホームページで確認すること。

6 試験の対象となる職の概要及び給与

(1) 職の概要

埼玉県の各機関に勤務し、一般行政事務又は技術的業務に従事する。

(2) 給与

ア 初任給は、採用される者の民間企業等での職務経験の内容等に応じて、在職する職員の給与と同等の額の範囲内で決定される。

（例）年齢32歳で、民間企業等における職務経験が10年である場合  
約290,000円（地域手当を含む。）

年齢42歳で、民間企業等における職務経験が20年である場合  
約360,000円（地域手当を含む。）

イ 上記の初任給のほか、支給要件に該当する者は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給される。

ウ 上記は、令和5年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによる。

7 採用候補者名簿への登載

最終合格者は、採用候補者名簿に登載される。

## 8 採用の方法

名簿登載者は、任命権者からの請求に応じて提示され、本人の希望する仕事及び勤務地等についての意向聴取並びに身体検査等を行い、欠員の状況等に応じて採用される。採用の時期は、原則として令和6年4月1日である。

## 9 受験手続

### (1) 受験案内の入手方法

埼玉県人事委員会事務局ホームページにおいて、令和5年5月31日（水）から公開する。

### (2) 申込方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要事項を入力の上、申し込むこと。

### (3) 受付期間

令和5年8月18日（金）午前9時30分から令和5年8月28日（月）午後5時まで

## 10 その他

この試験についての問合せは、埼玉県人事委員会事務局任用審査課採用試験担当（さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話 048-822-8181）に行うこと。